

滋賀県生成 AI 利用ガイドライン

（目的）

第1条 本ガイドラインは、滋賀県職員による生成 AI の適正な利用を促進するため、滋賀県職員が遵守・留意すべき事項等を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、滋賀県情報処理規程（令和8年滋賀県訓令第34号、滋賀県企業庁訓令第11号、滋賀県病院事業庁訓令第10号、滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第13号、滋賀県選挙管理委員会訓令第1号、滋賀県人事委員会訓令第6号、滋賀県監査委員訓令第6号、滋賀県労働委員会訓令第5号、滋賀県収用委員会訓令第2号、琵琶湖海区漁業調整委員会訓令第1号、滋賀県内水面漁場管理委員会訓令第1号。以下「規程」という。）の各条に定めるところによる。

用語	定義	参照先
電子計算機	演算装置、制御装置、記憶装置および入出力装置からなる電子情報処理装置	第2条第1号
情報処理	電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力またはこれらに類する処理	第2条第3号
適用業務	情報処理を行う業務	第2条第4号
システム	電子計算機を使用した情報処理の仕組み	第2条第4号の2
データ	情報処理により電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で記録できる媒体に記録された電子情報（プログラムを含む。）	第2条第5号
情報資産	適用業務に係るシステム、データ、入出力帳票およびドキュメント	第2条第7号
情報セキュリティ	情報資産の機密を保持すること、正確性および完全性を維持することならびに定められた範囲での利用可能な状態を維持すること	第2条第8号
課	次に掲げる組織をいう。 ア 滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する課および局ならびに同規則第5条第2項に規定する課ならびに訓令によって本庁の部に置かれる室	第2条第10号

	イ 滋賀県企業庁組織規程（平成 23 年滋賀県企業庁規程第 1 号）第 2 条に規定する課 ウ 滋賀県病院事業庁組織規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 1 号）第 6 条に規定する課 エ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成 28 年滋賀県条例第 63 号）第 4 条第 2 項に規定する滋賀県びわこボートレース事業庁 オ 滋賀県議会事務局規程（昭和 47 年滋賀県議会訓令第 1 号）第 2 条に規定する課 カ 滋賀県教育委員会事務局組織規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 2 条に規定する課 キ 滋賀県選挙管理委員会規程（昭和 41 年滋賀県選挙管理委員会告示第 4 号）第 15 条に規定する滋賀県選挙管理委員会事務局 ク 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和 59 年滋賀県人事委員会規則第 10 号）第 1 条に規定する人事委員会事務局 ケ 滋賀県監査委員事務局の組織および運営に関する規程（昭和 51 年滋賀県監査委員告示第 1 号）第 1 条に規定する滋賀県監査委員事務局 コ 滋賀県労働委員会事務局規程（昭和 35 年滋賀県訓令第 17 号）第 1 条に規定する滋賀県労働委員会事務局 サ 滋賀県収用委員会事務局規程（平成 8 年滋賀県訓令第 23 号）第 1 条に規定する滋賀県収用委員会事務局 シ 琵琶湖海区漁業調整委員会庶務規程（昭和 25 年琵琶湖海区漁業調整委員会告示第 2 号）第 1 条に規定する事務局 ス 滋賀県内水面漁場管理委員会庶務規程（昭和 25 年滋賀県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）第 1 条に規定する事務局	
地方機関	次に掲げる組織をいう。	第 2 条第 11 号

	ア 組織規則第3条に規定する地方行政機関およびその他の機関 イ 滋賀県病院事業庁組織規程第4条に規定する県立病院 ウ 滋賀県立学校の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第51号）第1条に規定する県立学校および滋賀県教育委員会事務処理規程（平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号）第2条第2号に規定する教育機関	
業務主管課	適用業務を所掌する課および地方機関	第2条第12号
情報管理主管課	総合企画部DX推進課	第2条第13号
課長等	課および地方機関の長	第2条第14号
最高デジタル責任者	滋賀県副知事の担任意務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第2号ウに掲げる事務を担当する副知事	第4条第1項
システム化計画	適用業務に係るシステムについての、外部委託による構築（システム的大幅な変更を含む。）または情報処理サービスの利用に関する企画または基本的な計画	第5条第1項
業務主管課長	システム化計画を作成しようとする業務主管課の長	第5条第1項
情報管理主管課長	情報管理主管課の長	第6条第1項
業務主管課長等	業務主管課長および情報管理主管課長	第6条第2項
対策基準	最高デジタル責任者が、情報セキュリティ対策の実施に当たり定める、情報セキュリティ対策の具体的内容に関する基準	第18条
実施手順	業務主管課長等が、管理するシステムごとに定める、対策基準に基づき情報セキュリティ対策を実施するための手順	第19条

※対策基準および実施手順については、情報セキュリティの観点で非公表としている。

2 本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

用語	定義
AI（Artificial Intelligence）	知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術

生成 AI	学習データを基にして文章、画像、音声、動画、プログラム等の情報資産を生成することができる AI
生成 AI システム	規程に定めるシステムのうち、生成 AI を使用するもの
要機密情報	滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）第 6 条に規定する非公開情報および滅失、き損、改ざん等により行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある情報資産

（本ガイドラインの対象）

第 3 条 本ガイドラインの適用対象は業務主管課とする。

（シャドー AI の禁止）

第 4 条 業務主管課は、規程、対策基準および最高デジタル責任者が別に定める基準を満たす生成 AI のみを取り扱うことができるものとする。

（要機密情報の取扱い）

第 5 条 業務主管課長は、生成 AI システムにおいて原則として要機密情報を含む情報資産は取り扱わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務主管課長は、規程、対策基準および最高デジタル責任者が別に定める基準を満たした上で、最高デジタル責任者がシステム化計画を承認した生成 AI システムにおいては、必要と認められる範囲に限り要機密情報を取り扱うことができるものとする。

3 前項の規定に定める要機密情報には、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 3 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を含む情報資産を含まない。

（システム化計画時および実施手順作成時の留意事項）

第 6 条 業務主管課長は、生成 AI システムに係るシステム化計画および実施手順を作成しようとするときは、規程および対策基準の各規定に定めるもののほか、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- （1）生成 AI システムが取り扱う情報資産の機密性、適用業務の性格、利用者の範囲・種別および出力結果の利活用方法
- （2）生成 AI システムに入力する情報資産が機械学習に利用される可能性の有無
- （3）生成 AI システムに入力する情報資産に要機密情報が含まれる場合、当該要機密情報の利用目的の特定
- （4）生成 AI システムによる出力結果についての精度およびリスクの許容範囲
- （5）生成 AI システムの入出力結果についての追跡可能性の担保
- （6）生成 AI システムに特有のリスクケースについての予防的措置および発生時の対応

(職員による生成 AI システム利用時の遵守事項)

第 7 条 業務主管課長は、生成 AI システムを利用するときは、規程および対策基準の各規定に定めるもののほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 生成 AI システムによる出力結果には虚偽または架空の情報、倫理に反する表現および他者の権利を侵害する内容が含まれる可能性があるため、必ず出力結果を確認し、加除修正を行うこと。
- (2) 生成 AI によって画像を生成する機能については、特に意図しない著作権侵害が発生しやすいと考えられることから、当面の間は取り扱わないものとする。
- (3) システム計画および実施手順で定めた目的以外での利用を行わないこと。

(利用者への生成 AI システム提供時の遵守事項)

第 8 条 行政情報の問合せチャットボットなどの、住民による入力に対する出力結果を自動で返答する機能を有する生成 AI システムについては、生成 AI システムに特有のリスクケースにかかる予防的措置および発生時の対応に特段の注意を払う必要があることから、業務主管課長は、原則としてこれを提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規程、対策基準および最高デジタル責任者が別に定める基準を満たした上で、最高デジタル責任者がシステム化計画を承認した生成 AI システムにおいては、必要と認められる範囲に限り、住民による入力に対する出力結果を自動で返答する生成 AI システムを提供するものとする。
- 3 前項の規定に基づき利用者に対して生成 AI システムを提供するときは、業務主管課長は住民に対して、生成 AI システムに入力する情報の取り扱いについての同意を取得するとともに、生成 AI システムの機能、性質および返答が生成 AI システムによる出力結果であることを明示しなければならない。

(緊急時対応)

第 9 条 業務主管課長は、生成 AI システムの情報セキュリティに係る事故、不正行為、システム上の欠陥、障害または誤動作の発生またはそのおそれがある場合において、対策基準に定めるとおり対応しなければならない。

(改訂履歴)

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日 制定